

## 平成30年度第4回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2019年6月20日(木)10:00~12:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
4. 審議概要:
  - (1)平成30年度第3回契約監視委員会議事要旨の報告  
事務局より「平成30年度第3回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。
  - (2)平成30年度調達等合理化計画の自己評価について  
調達部より平成30年度調達等合理化計画に基づく随意契約、一者応札・応募の実績報告と物品・役務の合理的調達に関する取組実績及びそれらの自己評価について説明があり、点検の結果、了承された。
  - (3)2019年度調達等合理化計画の点検について  
調達部より2019年度調達等合理化計画について、前年度計画との比較による変更点を中心に説明があり、点検の結果、委員からは「重点的に取り組む分野及び取組内容」に掲げた「国際競争力に資する調達手法等の調査検討」に関して、意図が分かり難いので記述を工夫したほうが良いとの意見が出され、調達部で修正案を作成し、再度委員に確認することとされた。他の事項については、特に問題となる事項はなく了承された。(修正案は後日確認を経て、了承された。)
  - (4)平成30年度第4四半期に新規に締結した契約の点検  
平成30年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)
  - (5)平成30年度契約監視委員会活動のまとめについて  
平成30年度契約監視委員会活動の理事長への報告に関し、委員長に一任することです承された。

(6)その他

次回の委員会は、9月27日に開催することとした。

以 上

第4回 2019年6月20日

|              |      |                |  |
|--------------|------|----------------|--|
| 競争性のない随意契約   |      | 3件             | ①小型回収カプセル高度化概念検討(そのウ)<br>②深宇宙探査技術実証機 DESTINY+の概念設計(その3のア及びイ)<br>③高出力高効率光 HPAの研究(その2) |
| 随意契約(技術提案方式) |      | 1件             | ④火星衛星探査機(MMX) サンプリング装置の基本設計  |
| 競争入札         | 一般競争 | 価格評価<br>*は総合評価 | 2件<br>⑤筑波宇宙センター動力棟 ESCO 事業*<br>⑥地球観測センターKa 帯アンテナ基礎取設等工事                              |

主な質疑等は以下のとおり。

#### ① 小型回収カプセル高度化概念検討(そのウ)

[競争性のない随意契約]

本件は HTV 搭載小型回収カプセルの高度化の概念検討を実施するものであり、本業務を実施するためには、宇宙機システムの設計製造に関する技術を有する条件を満たす必要があり、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき。ただし、当該設備又は技術を有する者が特定可能であり、その全ての者と契約するときは、当該設備又は技術を有する者が一に限定されることを要しない。(契約事務実施要領第 69 条 1 項(ウ))」を適用し、前記条件を満たす 4 社と随意契約としたことの説明が調達部よりあった。

委員からは本案件について問題はないが、次のステップでの提案要請(RFP)が適切に行われるようコメントがなされた。

#### ② 深宇宙探査技術実証機 DESTINY+の概念設計(その3のア及びイ)

[競争性のない随意契約]

本件は深宇宙探査技術実証機 DESTINY+の概念検討をベースに行う概念設計に関して、これまでの開発・検討を踏まえて実施する必要がある、「継続的な研究

開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第 69 条 1 項(エ))」を適用し、上記条件を満たす 2 社と随意契約としたことの説明が調達部よりあった。委員からは同内容の作業に関して 1 社でなく 2 社と契約した理由についての質問があり、調達部からは次段階の RFP にもっていくために複数企業から技術提案を受けて比較検討する必要があることから複数社契約をしたとの説明がなされた。また、委員から条件を満たす社は当初 3 社であったが、1 社辞退したことは当該随意契約条項を適用した理由においても重要な点なので、説明資料に追記してほしいとの意見が出され、後日 修正した説明資料を提出することとされた。

### ③高出力高効率光 HPA の研究(その 2) [競争性のない随意契約]

本件は将来の大容量高速通信に対応した世界最高効率、最高出力を持ち自在性が確保された国産品の光高出力増幅器(光 HPA)の開発を民生増幅器の製造実績、技術を有している者と共同研究で行うものであり、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(大学、公的研究機関又は民間企業から研究開発等を提案されている場合であって当該機関と共同で実施することによって(a)当初計画よりも有利な条件で事業を実施することができる場合又は(b)相手方の発案の優位性を保つ必要がある場合を含む)(契約事務実施要領第 69 条 1 項(ス))」を適用し、随意契約としたことの説明が調達部よりあった。委員からは随意契約理由が上記条項にある(a)(b)どちらに該当するのか分からないので、整合がとれる記載としてほしいとの意見が出され、次回以降の説明資料で留意することとされた。

### ④火星衛星探査機(MMX)サンプリング装置の基本設計

[随意契約・技術提案方式・一者応募]

本件は火星衛星探査機(MMX)に搭載されるサンプリング装置(SMP)の開発を実施するものである。契約の相手方選定に際してはロボティクスの技術を有し、宇宙機搭載品の開発能力を有している 3 社を対象として指名型 RFP を行った結果、唯一応募のあった 1 社と随意契約したことの説明が調達部よりあった。委員からは他社の辞退した理由において、プロジェクト全体のスケジュール的な制約等から、検討する時間を請負側で十分確保できなかったというようなことはなかったのかとの質問があり、担当者から今回の RFP にあたっては事前の概念検討において今回指名した 3 社とも提案できるレベルまでそろえるなど競争性を確保できるような取り組みを行っており、今回の辞退は今後のリスクを見据えた業者側の判断によるも

のであったとの説明がなされた。

⑤筑波宇宙センター動力棟 ESCO 事業

[一般競争・総合評価方式]

本件は筑波宇宙センター動力棟について、民間資金を活用(ESCO 事業)し、設備更新に着手するもので一般的な ESCO 事業であり、特殊な物品・管理等は求めているが、結果として一者応札となったこと。一者応札となった要因としては、ESCO 事業の規模としては比較的小さかったためと推察される旨の説明が担当者よりあった。委員からはこの事業の前にフィジビリティスタディ(FS)をしたとあるが、本件の業者に委託したのかとの質問があり、担当者から本件の業者とは別業者であり、その理由は FS を実施した業者は競争に有利となるため本体契約の入札に参加できないという国土交通省のマニュアルに従っている旨の説明がなされた。

⑥地球観測センターKa 帯アンテナ基礎取設等工事

[工事案件・一般競争・価格評価方式]

本件は、埼玉県鳩山町にある地球観測センターに地球観測衛星ミッションデータ受信用に用いられる Ka 帯受信システムを1基設置するためのアンテナ基礎工事である。入札にあたり競争参加資格区分の拡大等の一者応札回避策をとったが、結果として入札不調後の再入札において一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、東京オリンピックによる工事数量の増加による施工業者の不足等が考察される旨の説明が担当者よりあった。委員からは高落札率であったが、複数応札であったならば落札率が下げられた案件だったのかとの質問があり、担当者からは公共工事については国交省の統一積算基準を用いて予定価格を算出しているが、今回は業者側も同じ積算方法によったために僅差となったことが推察される旨の説明がなされた。

以上